

安全保障理事会議長声明

「中部アフリカ地域」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年3月19日に開催された、安全保障理事会の第6288回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、1999年9月24日（S/PRST/1999/28）、2001年8月1日（S/PRST/2001/21）、2002年10月2日（S/PRST/2002/30）、2007年6月29日（S/PRST/2007/24）の安保理議長声明および1998年11月19日の安保理決議1209（1998）を再確認し、あらゆる側面における小型武器の非合法取引に関係する国際連合会議による行動計画の採択に続く、全加盟国により講じられた全てのイニシアティブを歓迎し、また、武器貿易条約に向けた進展に留意する。

安全保障理事会は、広い範囲の、とりわけ武力紛争を煽ることにより、市民の安全に関する人道的且つ経済社会的影響を有し、ジェンダーに基づく暴力と子ども兵の徴兵の危険を激化させることに繋がり、平和、和解、安全、治安、安定および地方レベル、国レベル、地域的レベル並びに国際的レベルでの持続可能な開発に重大な脅威を与える、小型武器（SALW）の不正な製造、移転および流通並びに世界の多くの地域、とりわけ中部アフリカの準地域における、小型武器の過度な蓄積および制御されていない拡散について、深く懸念している。

安全保障理事会は、国際法および国際連合憲章と一致した自衛および安全の必要性のために通常兵器を製造、輸入、輸出、移転および保持する全ての国家の権利を承認しつつ、小型武器の不正は迂回と再輸出を防ぐためにSALWの透明な貿易についての効果的な規制と管理が極めて重要であることを強調する。

安全保障理事会は、加盟国が現存する武器禁輸措置および輸出禁止を遵守すべきこと並びに安保理関連諸決議で安保理により課されたかかる措置を効果的に実施するために必要な措置を講じるべきことを、くり返し表明する。

安全保障理事会は、武器禁輸措置および輸出禁止に反して、テロ行為に従事していると疑われるものを含む、薬物の不法取引、天然資源の違法搾取およびそのような資源の不法貿易に結び付いている犯罪組織または他の無責任な関係者に対するまたは彼らによるSALWの不法な移転に驚いている。安全保障理事会は、まだ加入、批准をしていない全ての加盟国が、銃火器、その部品と構成部分および弾薬の製造および不正取引に関する議定書を含む、国際連合越境犯罪防止条約およびその議定書に加入すること、批准することおよび履行することを奨励する。

安全保障理事会は、準地域内で現在行われている様々なイニシアティブを歓迎し、準地域の小型武器の登録制度を設立する取組に留意し、また準地域の武器業者の登録制度の設立並びにSALW、弾薬およびその製造に役立つ全ての装備の管理に関する法的拘束力のある準地域的文書の入念な作成を通した

中部アフリカ諸国経済共同体(ECCAS)の能力構築に必要な措置を講じる中部アフリカ諸国を奨励する。

安全保障理事会は、共通責任と分担責任の働きかけを通して不正な武器、とりわけ SALW の、取引に対処する重要性を再確認し、また、準地域の国家に対し、国レベル、準地域的レベル、地域的レベルおよび国際的レベルで採択された関連措置を完全に履行すること並びにこれに関連して適切な措置を考慮することを、奨励する。

安全保障理事会は、準地域の国家に対し、SALW の不正流通および取引と戦うために情報を共有する関連当局間の手続と地域的ネットワークを設立する取組を強化することを、求める。安保理は、準地域の国家が、中部アフリカ準地域における SALW の不正取引に従事している個人と団体を特定した適切な措置を講じるために、地域的および準地域的機構、とりわけアフリカ連合、を含んだ、国家の協力関係を強化する必要性を、また強調する。

安全保障理事会は、小型武器の不正取引のあらゆる側面についての国際連合会議により 2001 年 7 月 20 日に採択された行動計画および 2005 年 12 月 8 日に採択された時宜を得た且つ信頼し得る方法での不正な小型武器の特定および追跡を国家に可能ならしめる国際文書の実際の実行に全面的に参加する国家当局の必要性を強調し、上記文書に従った、事務総長への国家報告書を定期的に提出することを、中部アフリカ諸国に奨励する。

安全保障理事会は、ECCAS に対し、安保理により課せられた武器禁輸の措置の効果的な履行を確保することにおいて中部アフリカ諸国を支援すること、また、この文脈において、関係国と協議したうえでの、不正武器の取引ルート、疑われる違反のフォローアップおよび国境監視協力について調査するような措置を確立すること奨励する。これに関連して、安全保障理事会は、中部アフリカ諸国と近隣諸国における武器禁輸措置の監督をしている委員会に対し、その職務権限と一致して、武器禁輸措置の履行に関する、委員会に報告された措置の疑われる違反に関する、実質的な項目を、武器禁輸措置の有効性を強化するため、適宜勧告と共に、年次報告書に含み続けることを奨励する。この情報は、インターポールの国際的武器および爆発物追跡システム (IWETS)ともまた共用し得る。

安全保障理事会は、中部アフリカ諸国と近隣諸国における武器禁輸措置の監督をしている委員会が、その職務権限と一致して、ECCAS、その加盟国と、および国際連合中部アフリカ治安問題諮問委員会と、連絡経路を確立することを奨励する。

安全保障理事会は、準地域に在る国連ミッションの、その職務権限と一致した活動が、DDR プログラムの枠組内の武装解除過程を支援することを支援し、また、SALW の不正な拡散の防止および武器、とりわけ SALW の備蓄の安全と管理に関する措置を講じた履行するその能力を構築且つ強化するため中部アフリカ諸国を援助することを、国際的な協力者に対し求める。

安全保障理事会は、2010 年 6 月に開催される予定の小型武器の非合法取引のあらゆる側面の防止、対策および根絶に関する行動計画の履行を審議する来るべき第四回国際連合隔年国家会合の重要性を認識し、また、中部アフリカの準地域の国々を含む加盟国に対し、会合の成功裏の成果を確保するため

議長と十分に協力することを、奨励する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、中部アフリカの不安定な地域に対する SALW と弾薬の供給を制限することを目的とした強力な行動を約束することを、奨励する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、この議長声明の内容を、フォローアップとして、彼の隔年報告書の中に、考慮することを要請する。